# 株主各位

本店所在地 東京都中央区銀座七丁目2番22号本社所在地 東京都千代田区神田小川町二丁目8番地

# 木徳神糧株式会社

# 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限りご来場をお控えいただき、書面(郵送)又はインターネットによる方法での議決権行使をお願い申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年3月29日(火曜日)営業時間終了時(午後5時30分)までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 令和 4 年 3 月 30 日 (水曜日) 午前 10 時 (開場午前 9 時 30分)
- 2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 9階 会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第74期(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)事業報告、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査 結果報告の件
- 2. 第74期(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)計算書類 報告の件

# 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

## 4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を 代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の ご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

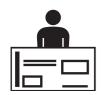
- ◎議決権の重複行使
  - ①書面と電磁的方法 (インターネット等) により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法 (インターネット等) による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - ②電磁的方法(インターネット等)により複数回、議決権を行使された場合は、 最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染防止への対応>

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して応対させていただきます。
- ・本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主 様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・受付におきまして、検温の実施にご協力をお願い申し上げます。なお、当該のお願いにご協力いただけない場合及び検温の結果体温が37.5度以上ある株主様につきましては、会場へのご入場をお断りさせていただくことをご了承ください。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、 会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日満席の場合はご来場いただいても入場をお断りする場合がございますことをご了承ください。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ※今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (アドレス https://www.kitoku-shinryo.co.jp) にてお知らせいたします。



# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申 し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



# 株主総会に ご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数なが ら、同封の議決権行使書用紙を 会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

令和4年3月30日(水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)



# 書面(郵送)により議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議 案の賛否をご表示のうえ、ご返 送ください。

行使期限

令和4年3月29日(火曜日) 午後5時30分到着分まで



# インターネットにより議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案 の賛否をご入力ください。

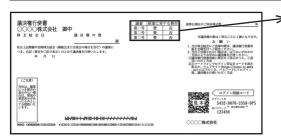
行使期限

令和4年3月29日(火曜日) 午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書用紙)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。 第1・2・4・5・6号議案

- ・賛成の場合 ≫ 「替 | の欄に○印
- ・反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- ・全員賛成の場合 » 「替」 の欄に〇印
- ・全員反対する場合》 「否」 の欄に〇印
- ・一部の候補者に 「賛」 の欄に○印をし、 反対する場合 ≫ 反対する候補者の番号を

ご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

**1** 議決権行使書副票(右側)に記載のQR コードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**2** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入 力ください。



# QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

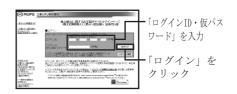
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

# ログイン I D・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- **1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入 力ください。

「操作画面はイメージです」

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

# (提供書面)

# 事 業 報 告

(令和3年1月1日から) (令和3年12月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

# (1) 事業の経過及びその成果

# ① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大都市圏を中心に緊急事態宣言等の発令と期間延長が繰り返される厳しい状況となりました。令和3年9月末の緊急事態宣言解除やワクチン接種等の進捗に伴い景気回復の動きが見られたものの、変異株による感染拡大の懸念等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する食品流通業界におきましては、巣ごもり需要によって内食や中食等の家庭内消費は増加したものの、飲食店の営業時間の短縮や休業に加え、コロナ禍の長期化で外出や出勤を控える生活が常態化したこと等で外食の需要が減少しています。

当社グループの主力である米穀事業においても、宅配や量販店向けの家庭用需要は堅調であったものの、外食を中心とした需要の減退等により、業務用向けの精米販売数量は減少しました。また、過年度産米在庫の余剰感と令和3年産米の豊作を要因とする需給の緩みによって米穀の国内販売単価は下落し、卸業者間の玄米販売の数量も減少しました。一方、前年同期と比較してミニマム・アクセス米の販売数量が大幅に増加したことに加え、飼料事業における販売の伸長、鶏卵事業における鶏卵相場の上昇等により、売上高は、107,812百万円(前年同期比0.2%増)となりました。

また、損益面では、既存取引先への営業提案と新規開拓に努め国産米の取引に係る採算を改善したこと、精米工場の効率化を進め製造コストを圧縮したこと等から、営業利益は526百万円(前年同期は42百万円の営業損失)、経常利益は614百万円(前年同期比649.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は505百万円(前年同期比707.3%増)となりました。

# ② 事業別概況

#### <米穀事業>

米穀事業におきましては、前年同期と比較してミニマム・アクセス米の販売数量が大幅に増加しました。しかしながら、供給過剰となっていた令和2年産米に続く令和3年産米の豊作による販売単価の下落が続くなか、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要で家庭用向けの販売は比較的堅調であ

ったものの、飲食店の営業時間短縮や外出自粛等の活動制限が行われたことで業務用向けの需要が大幅に減少したことに加え、卸業者間の玄米販売も低調であったことから売上高は91,799百万円(前年同期比0.6%減)となりました。一方、損益面では、国産米の取引に係る採算の改善に注力したこと、コスト削減を徹底したこと等により、営業利益は874百万円(前年同期比204.5%増)となりました。

## <飼料事業>

飼料事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でコンテナ物流が混乱し、牧草の輸入が減少したことに伴い、輸入牧草の販売数量が減少しましたが、穀物価格の世界的高騰により国内飼料価格が値上がりするなか、糟糠類の調達・販売を強化したことが奏功し、売上高は7,449百万円(前年同期比10.7%増)となりました。物流の混乱から需給環境が乱れたことで輸入牧草の利益率は悪化したものの、国産原料の販売強化とコスト削減に努めたことで、営業利益は391百万円(前年同期比5.6%増)となりました。

## <鶏卵事業>

鶏卵事業におきましては、鶏卵相場が例年になく高い水準で推移するなか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、巣ごもり需要等により量販店向けの家庭用ブランド卵の販売が増加しました。加えて、消費者ニーズにマッチした鶏卵・鶏肉加工品の販売が好調だったことから、売上高は5,228百万円(前年同期比5.9%増)、営業利益は34百万円(前年同期比65.7%増)となりました。

## <食品事業>

食品事業におきましては、加工用原料米の販売数量減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により病院への営業活動が制限されたことでヘルスケア商品の販売数量が減少し、売上高は3,334百万円(前年同期比7.4%減)となりました。また、和菓子向け米粉販売の採算が悪化したこと等から、営業利益は32百万円(前年同期比41.4%減)となりました。

— 6 —

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は389百万円であります。これは生産性向上、老朽設備の更新等を目的とし、主に桶川工場において選別機及び配積ロボット等の精米設備更新に154百万円、岡山工場において無洗米処理設備に177百万円の投資を行い、精米設備の増強及び品質の向上を図っております。

# (3) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である米穀事業を取り巻く環境は、国内においては、少子高齢化による人口の減少、食の多様化、糖質制限の流行、新型コロナウイルス感染症による外食の減少等によって米の消費の減少が継続する一方、令和2年産米に続き令和3年産米が豊作となったことで、主食用米の需給の緩和が継続しております。巣ごもり需要によって家庭用向けの販売は堅調であり、令和3年9月に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されたことで外食向けを中心に業務用の需要も緩やかに回復しつつありますが、感染力の強い変異株の蔓延が消費減を引き起こす懸念があるなか、急速に変化する消費者のニーズに対応した商品の提案と、徹底したコストダウン等による競争力の強化が求められる厳しい経営環境となっています。

このような状況のなか、当社は今後の事業展開にあたり「米穀事業の構造改革」と「新規事業推進の本格化」を柱とした以下の施策を実行してまいります。

米穀事業においては、供給過剰による販売単価の下落と卸業者間の販売競争の 激化が収益を圧迫することが予想されることに加え、物流・エネルギーコストや 製造及び販売にかかる人件費等が上昇傾向にあることから、各工程において更な る効率化とコスト削減を進めることが喫緊の課題となっております。自社精米工 場における生産体制の再構築による効率化を最優先事項とし、営業部門と連携し たアイテムの集約や工場内業務の効率化を進め、今後の環境変化に対応できるよ う、人手に依存しない省人化・自動化設備の導入を強力に進めてまいります。ま た、各地の協力精米工場との資本提携を推進し、品質管理体制をより強化しなが ら、家庭用向け商品の産地精米化を進めてまいります。加えて、特定米穀を取り 扱う東日本農産株式会社への出資を通し、お米を出来る限り有効活用するととも に、取り扱う加工原料向け米穀のラインナップを広げ、様々な条件に応じられる 優位な調達と販売に繋げてまいります。また、生産者に近づく体制作りを堅持し、 全国各地における多収穫米の契約栽培の推進や実需者への共同提案に積極的に取 り組み、生産者・実需者・当社の三者にメリットのある長期安定的な関係を構築 してまいります。

新規事業の推進につきましては、国内外の異業種企業との提携や大学との産学 連携に注力し、スピーディーで効率的な商品開発を目指してまいります。また、 環境理念である『お米をはじめとした自然の恵みを取扱う企業として、私たちの事業が豊かな自然環境の上に成り立っていることを認識し、自然に感謝するとともに、企業活動が環境に与える影響を考え、事業と環境の持続的な調和を目指す』ことに基づき、精米加工をはじめとする全ての企業活動に係る資源及びエネルギー節減と、廃棄物及び食品ロスの低減、環境への負荷が少ない包装資材や設備、そして再生可能エネルギーの使用等を進め、SDGsの取り組みに努めてまいります。また、自然循環型農業を推進する京都与謝野町との提携による協働や、従来の包装資材よりもプラスチックの使用量を減らしたエコ包装を採用した商品の拡充等、新規事業と新商品開発にあたっては、持続可能な発展に繋がることを意識して取り組んでまいります。

海外においては、各国における新型コロナウイルス感染症の拡大状況や経済の回復状況を注視しつつ、ベトナム、中国、タイの現地法人を今まで以上に積極活用し、日本産米の輸出に力を入れていくほか、ベトナムで栽培したジャポニカ米や香り米をはじめとする外国産米の取り扱いラインナップを強化し、各国における販売と輸出入事業の強化に取り組んでまいります。

飼料事業においては、長期化する世界的なコンテナ物流の混乱と海上運賃高騰の影響を受けていることから、国内外において仕入先開拓を進めるとともに、販売エリアの広域化と物流網の効率化を進め、持続的な成長を目指してまいります。また、糠等の米穀の精米工程で発生する副産物の様々な用途での有効活用を推進してまいります。

鶏卵事業においては、既存先への拡販に加え、提案型営業をさらに推進し、新規開拓と規模拡大に努めてまいります。また、食品加工メーカーとの協力体制を構築し、消費者や取引先のニーズに応える付加価値の高い加工品の開発をより一層強化してまいります。

食品事業においては、自社のテストキッチンの活用や関係企業・大学との協業を通じて、産学連携体制で米粉や副産物を活用した新商品の開発に注力してまいります。また、米粉のグルテンフリー食材や小麦粉代替品としての魅力を改めて訴求し拡販に努めるとともに、ヘルスケア商品やコメ加工食品のラインナップを拡充し、収益基盤を強化してまいります。

以上の施策の推進において、東京証券取引所が掲げるコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、企業統治の強化、経営全般の効率化を図りながら、木徳神糧グループのグローバルな経営資源を最大限に活用し、企業のサスティナビリティを重視する成長に全力で取り組んでまいります。

# (4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (当連結会計年度)
売 上 高	105,411百万円	114,345百万円	117,612百万円	107,596百万円	107,812百万円
営 業 利 益 (△営業損失)	649百万円	802百万円	76百万円	△42百万円	526百万円
経常利益	715百万円	827百万円	624百万円	81百万円	614百万円
親会社株主 に帰属する 当期純利益	875百万円	283百万円	676百万円	62百万円	505百万円
1株当たり 当期純利益	535円37銭	173円18銭	413円44銭	38円61銭	311円72銭
総資産	32,601百万円	34,222百万円	31,138百万円	29,790百万円	29,863百万円
純 資 産	9,107百万円	9,296百万円	9,771百万円	9,512百万円	10,579百万円
1株当たり 純資産額	5,648円19銭	5,549円01銭	5,948円41銭	5, 792円16銭	6,376円81銭

- (注) 1. 当社は、平成30年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。平成29年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
  - 当たり純資産額を算定しております。 2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を令和元年度の期首から適用しており、平成29年度及び平成30年度の総資産については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の金額を記載しております。

## ② 当社の財産及び捐益の状況の推移

区分	平成29年度 第70期	平成30年度 第71期	令和元年度 第72期	令和 2 年度 第73期	令和3年度 第74期(当期)
売 上 高	99,930百万円	108,748百万円	111,841百万円	102,309百万円	101,204百万円
営 業 利 益 (△営業損失)	613百万円	697百万円	29百万円	△106百万円	400百万円
経常利益	706百万円	789百万円	232百万円	12百万円	517百万円
当期純利益 (△当期純損失)	614百万円 345百万円		316百万円	△56百万円	440百万円
1 株当たり 当期純利益 (△1株当たり 当期純損失)	375円34銭	211円35銭	193円47銭	△35円14銭	271円72銭
総資産	31,075百万円	32,352百万円	29,041百万円	27,897百万円	27,527百万円
純 資 産	8,718百万円	8,956百万円	9,072百万円	8,728百万円	9,499百万円
1株当たり 純資産額	5,473円45銭	5,419円89銭	5, 598円91銭	5,386円34銭	5,862円66銭

- (注) 1. 当社は、平成30年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。平成29年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益(△1株当たり当期純損失)及び1株当たり純資産額を算定しております。
  - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を令和元年度の期首から適用しており、平成29年度及び平成30年度の総資産については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の金額を記載しております。

# (5) 重要な子会社の状況等(令和3年12月31日現在)

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主な事業内容
キトクフーズ株式会社	150,000千円	100%	鶏卵販売及び 米穀の輸入・販売
アンジメックス・キトク有限会社	716千米ドル	67%	米穀の輸出入・ 加工・販売
木徳 (大連) 貿易有限公司	2,500千人民元	51%	米穀の輸出入・販売

(注) 当連結会計年度より、木徳 (大連) 貿易有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めて おります。

# (6) **主要な事業内容**(令和3年12月31日現在)

	事業	内 容		主 要 製 ・ 商 品
米	榖	事	業	業務用精米、家庭用精米、玄米、ミニマム・アクセス米、 加工米飯用米等
飼	料	事	業	飼料、飼料原料
鶏	函	事	業	家庭用卵、業務用卵、鶏卵加工品
食	品	事	業	米粉、加工食品、たんぱく質調整米、小麦粉等

# (7) 主要な営業所及び工場(令和3年12月31日現在)

① 当社

	本 店		東京都中央区銀座
	本	社	東京都千代田区神田小川町
		東北支店	仙台市若林区
		東海支店	静岡市葵区
	支 店	関西支店	大阪市淀川区
		中四国支店	岡山県瀬戸内市
木徳神糧株式会社		九州支店	福岡県糟屋郡新宮町
		岡山工場	岡山県瀬戸内市
		福岡工場	福岡県糟屋郡新宮町
	工場	桶川工場	埼玉県桶川市
	上物	本牧工場	横浜市中区
		新潟製粉工場	新潟県阿賀野市
		滋賀工場	滋賀県東近江市

## ② 重要な子会社等

キトクフーズ株式会社	本 社	東京都千代田区
マンバリッカフェキトカ右門会社	本社・工場	ベトナムアンザン省ロンスエン市
アンジメックス・キトク有限会社・	工場	ベトナムアンザン省トアイソン町
木徳(大連)貿易有限公司	本 社	中華人民共和国遼寧省大連市

## (8) **従業員の状況**(令和3年12月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

	事業セク	ブメント		従業員数(名)	前連結会計年度末比増減 (名)
米	榖	事	業	307 (73)	△1(△4)
飼	料	事	業	12( —)	1(△1)
鶏	到	事	業	17( 3)	<b>-</b> (△1)
食	品	事	業	14( 9)	△2( —)
全	社	( 共 追	<b></b>	29 ( 9)	2(△2)
合			計	379 (94)	0(△8)

- (注) 1. 従業員数は、休職者及び当社グループからグループ外への出向者は除いており、グループ 外から当社グループへの出向者は含んでおります。また、臨時雇用者数 (パートタイマー、 嘱託契約及び契約社員を含み、派遣社員を除いております。) は年間の平均人員を ( ) 外 数で記載しております。
  - 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

# ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
271 (89)	41. 16	14. 84	5, 855

- (注) 1. 従業員数は、就業人員 (休職者及び当社から社外への出向者は除いており、社外から当社への出向者は含んでおります。)であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、嘱託契約及び契約社員を含み、派遣社員を除いております。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
  - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

# (9) **主要な借入先**(令和3年12月31日現在)

# ① 企業集団の主要な借入先

,	借			入			先	ì	借	入	額
(株)	三	菱	U		F	J	銀	行			4,259百万円
(株)	三	井		住	友		銀	行			2, 644
農	林		中		央	金	Ž	庫			2, 037
(株)	;	横		浜		銀		行			1,850
(株)	商	工 ;	組	合	中	央	金	庫			1, 235
(株)	み		ず		ほ	釗	艮	行			300
(株)		千		葉		銀		行			300

(注) 借入額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# ② 当社の主要な借入先

		177.		0.1	H / -						
	借			入				先	借	入	額
(株)	三	菱	U		F	J	銀	行			3,921百万円
(株)	三	井	:	住	- 4	友	銀	行			2, 425
農	林	:	中		央		金	庫			2, 037
(株)		横		浜		銀	ļ.	行			1,825
(株)	商	エ	組	合	中	央	: 金	庫			1, 200
(株)	み		ず		ほ		銀	行			300
(株)		千		葉		銀		行			300

(注) 借入額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# **2**. **会社の株式に関する事項**(令和3年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

6,000,000株

(2) 発行済株式の総数

1,706,000株

(3) 株主数

1,907名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
木 村 良	108, 400株	6.68%
濱 田 精 麦 株 式 会 社	82,412株	5. 08%
株式会社神明ホールディングス	80,000株	4.93%
大和産業株式会社	70,000株	4. 32%
株式会社三菱UFJ銀行	60,000株	3.70%
全国農業協同組合連合会	60,000株	3.70%
木徳神糧従業員持株会	43,606株	2.69%
株式会社三井住友銀行	37, 200株	2. 29%
農林中央金庫	37, 200株	2. 29%
ヤマエ久野株式会社	30,600株	1.88%

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式 (85,663株) を控除して計算しております。

# 3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(令和3年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	木村良	キトクフーズ ㈱ 代表 取締役社長 一般社団法人日本精米工業会会長理事 全国米穀販売事業共済協同組合理事長 一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会代表理事
代表取締役社長	平山惇	営業本部長アンジメックス・キトク制取締役会長本徳(大連)貿易有限公司董事長
専 務 取 締 役	竹 内 伸 夫	営業本部副本部長     米毅事業本部長
常務取締役	鎌田慶彦	営業本部副本部長 米穀事業本部西日本営業部門統括
取締役常務執行役員	稲 垣 英 樹	管 理 部 門 統 括
取締役常務執行役員	石 田 俊 幸	営業本部コメ加工食品事業統括
取締役常務執行役員	岩 苔 永 人	営業本部飼料事業統括
取締役執行役員	山 田 智 基	営業本部海外事業統括
取締役執行役員	管 益成	社 長 室 長
取 締 役	秋 岡 栄 子	静 岡 県 通 商 担 当 補 佐 官 (制 秋 岡 事 務 所 取 締 役 智語(上海)商務諮詢有限公司董事長
常勤監査役	谷 本 和 則	
監 査 役	杉 野 翔 子	弁     護     士       株式会社タケエイ社外監査役       日本証券金融株式会社社外取締役
監 査 役	福田眞也	公   認   会   計   士     世紀東急工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役は、第73回定時株主総会にて選任されております。
  - 常勤監査役は、第72回定時株主総会にて選任されております。
  - 監査役杉野翔子氏は第71回定時株主総会にて選任されており、福田眞也氏は第70回定時株 3. 主総会にて選任されております。
  - 取締役秋岡栄子氏は、社外取締役であります。 4.
  - 5. 監査役杉野翔子氏及び福田眞也氏は、社外監査役であります。
  - 当社は取締役秋岡栄子氏、監査役杉野翔子氏及び福田眞也氏を東京証券取引所の定めに基 づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
  - 監査役福田眞也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知 見を有しております。
  - 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を 導入しております。執行役員は、上記取締役のうち5名が兼務するほか、下記社員7名の 計12名で構成されております。

上席執行役員 家辺 義之 上席執行役員 金子 泰彦 執行役員 石森 好宏 営業本部米穀事業本部東日本営業部門東北支店長 執行役員

営業本部米穀事業本部西日本営業部門九州支店長 営業本部米穀事業本部牛産部門長

郡司 和久 営業本部米穀事業本部生産部門副部門長

執行役員 中田 基春 管理部門副部門長

今野 執行役員 営業本部米穀事業本部東日本営業部門営業部長兼東 稔 海支店長

執 行 役 員 鈴木 敬夫 営業本部米穀事業本部仕入業務部長

# (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保 険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監 香役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

# (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、令和3年12月21日開催の取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しその内容に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

## <基本方針>

当社の取締役の報酬は、取締役が事業年度ごとの経営目標の達成のみならず、近視眼的経営に陥らず、中長期の視点にたって企業価値を増大する意思決定を行うことを促進するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には固定報酬としての基本報酬、業績によって支給額が変動する業績連動報酬及び退職慰労金により構成しております。

#### <基本報酬>

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

株主と利害を共有し、中長期的な企業価値の増大を意識した経営を行うため 基本報酬の一部を役員るいとう制度に拠出することを義務付け、自社株式を取 得することとしております。購入した自社株式は原則として取締役退任後1年 間は保有することとしております。

## <業績連動報酬>

業績連動報酬は、業績評価指標の達成度に応じて変動することとし、内規で 定める報酬総額テーブルにより計算し、株主総会で決議された報酬限度額の範 囲内でその総額を取締役会で決定いたします。毎年、一定の時期に支給する金 銭報酬としております。

業績評価指標は、業績の成果を表す連結営業利益を用いることとしておりま

す。当該指標の当連結会計年度の実績は、526,191千円であります。

なお、業績評価指標は、経営環境や業績、事業規模の変化等に応じて適宜見 直しを検討することとしております。

## <退職慰労金>

退職慰労金は、企業としての強みを構築するための独自資源の蓄積など、ただちに数字として業績に反映されるものではない長期的な取り組みが必要な施策の実行を動機づけるための長期インセンティブとして位置づけ、株主総会による退職慰労金贈呈議案の可決を条件として、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、他社水準をも考慮しながら、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等を総合的に勘案して決定するものとしております。

<個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合の決定方針>

取締役の在任期間中の報酬については基本報酬と業績連動報酬により構成され、その割合については、業績連動報酬が1割程度となることを目指しております。

退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとしております。

# ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、平成21年3月25日開催の第61回定時株主総会において、総額年150,000千円以内と決議いただいております。なお、この取締役の報酬限度額に使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

監査役の報酬限度額は、平成31年3月25日開催の第71回定時株主総会において、総額年30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

# ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

lə:	/\	報酬等の総額	報酬等	対象となる		
区	分	(千円)	基本報酬	業績連動報酬	役員退職 慰労金	・ 役員の員数 (名)
	締 役	120, 205	96, 293	5, 750	18, 162	10
	外 取 締 役 )	(6, 600)	(6, 000)	(250)	(350)	(1)
	查 役	19, 700	18, 000	_	1, 700	3
	外監查役)	(10, 300)	(9, 600)	(—)	(700)	(2)
合	計 外 役 員 )	139, 905	114, 293	5, 750	19, 862	13
(うち社		(16, 900)	(15, 600)	(250)	(1, 050)	(3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 役員退職慰労金の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

# (4) 社外役員に関する事項

# イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役秋岡栄子氏は、静岡県通商担当補佐官、有限会社秋岡事務所取締役、智語(上海)商務諮詢有限公司董事長であります。当社は静岡県、有限会社秋岡事務所、智語(上海)商務諮詢有限公司とは特別の関係はありませか。
- ・監査役杉野翔子氏は、株式会社タケエイの社外監査役、日本証券金融株式 会社の社外取締役であります。当社は株式会社タケエイ、日本証券金融株 式会社とは特別の関係はありません。
- ・監査役福田眞也氏は、世紀東急工業株式会社の社外取締役であります。当 社は世紀東急工業株式会社とは特別の関係はありません。

# ロ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役 秋 岡 栄 子	監査役 杉野翔子	監査役 福田眞也
当事業年度における主な活動状況	当事業年度に開催された12回のおち12回でおりた12回では、12回では	当事業年度に開催された12回の町に、いまた12回回回に、から512回回に、から512回回に、のかり14回に出席し、がありまた。当社のに出席し、当社のの弁的コンプライアンス体制の推持・運用等につております。	当事業年のに開催された12回の国に 原在後会14回の以上 の方12回回回に、また 14回に出席しての公専 14回に出ましての当れが、 会計士という、トガバ・ 発い、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、

(注) 当事業年度において、取締役会の書面決議は実施しておりません。

# 4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 SK東京監査法人
- (2) 報酬等の額

	支	払	額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		25	,400千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		25	,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

# (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

# (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案 の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人SK東京監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

# 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その 他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下 のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

当社は、当社グループのコンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンスの推進については、木徳神糧グループコンプライアンス活動 ハンドブックを制定し、当社グループの役職員がそれぞれの立場でコンプライア ンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修会等を通じて指導し、 コンプライアンスマニュアル及び内部通報窓口の周知を図っております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、品質表示管理委員会、安全衛生委員会を設け、専門的な立場から製商品の品質と表示の正確性の確保、安全衛生の向上に取り組んでおります。経理面においては、各部署長による自律的な管理を基本としつつ、経理担当部署が計数的な管理を行っております。

当社は、平時においては、毎月開催しております取締役会や経営会議、予実戦略検討会のほか、各業務部門のミーティング等を通じて会社の経営全般に影響を与える外的又は内的要因によるリスクを認識・識別し、そのリスクの軽減策等に関する意思決定を行い、適宜対応しております。また、有事においては、リスク管理規程に従い社長又は社長が指名した者を本部長とする対策本部が統括して危機管理にあたり、会社全体として対応することになっております。また、顧問弁護士との関係については、単なる法務相談にとどまらず、社内の法令・諸規則等の違反や不正行為等の早期発見と是正を図るためのサポートをいただいております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要 事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、取締 役会の機能強化と経営効率向上のため、役付取締役等をメンバーとする経営会議 及び各部署長以上をメンバーとする予実戦略検討会を各々月1回開催し、業務執 行に関する重要事項を十分に協議のうえ経営の意思決定を機動的に行っておりま す。なお、取締役会、経営会議、予実戦略検討会、コンプライアンス委員会等に は監査役が出席し、必要に応じて取締役への勧告、助言を行っております。 当社の業務運営については、将来の事業環境を踏まえ三事業年度を期間とする 中期経営計画を策定し、それに沿った年度予算、全社的な目標を設定しておりま す。各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

また、子会社にも同様に三事業年度を期間とする中期経営計画とその計画に沿った年度予算を策定させ、当社グループ全体の中期経営計画を策定しております。そして、その計画を達成するために事業年度ごとの各社の経営目標を定めております。

なお、激しく変化する経営環境に機敏に対応するため、当社は取締役の任期を 1年にしております。また、経営の意思決定と業務執行が効率的に行われるよう に執行役員制度を導入しております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行っております。また、機密情報の管理については機密情報管理規程、個人情報保護については個人情報管理規程を定めて対応しております。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスをコンプライアンス委員会が 統括・推進する体制とし、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を 置いております。また、木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブック を制定するとともに、当社グループの役職員向け研修会等を実施するほか、内 部通報窓口の設置及びその周知を図っております。
  - ② 子会社の経営については、当社役職員が子会社の役員として就任し、子会社の業務の適正を監視しております。また、社内規程に基づき営業成績、財務状況その他重要な情報について当社への定期的報告を義務づけると同時に、重要案件についての事前協議を行っております。
  - ③ 子会社のリスク管理については、当社内部監査室が定期的に又は必要に応じて子会社の内部監査を行い、子会社のリスク管理の状況についても監査を行っております。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役は、必要に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の同意を得たうえで決定いたします。

また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務については監査役の指揮命令に従わねばならないこととしております。

## (7) 監査役への報告体制

当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに当社の監査役に報告することになっております。

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがない体制としております。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした ときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やか にその処理をすることとしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、予実戦略検討会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めております。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、 情報の交換を行うなど連携を図っております。

また、内部監査室から監査結果の報告を随時受けているほか、コンプライアンス相談窓口及び内部通報窓口から内部通報状況とその処理の状況につき、都度報告を受けております。

# 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

コンプライアンス委員会事務局主催による、当社グループのコンプライアンス 職場会議及びコンプライアンス委員会への結果報告を年2回実施しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質表示管理委員会を年4回開催し、製商品の品質と表示の安全性の調査確認をしております。また、安全衛生委員会には産業医の参加を得ており、安全衛生の向上を図るためのサポートをいただいております。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 監査役は、毎月開催しております取締役会、経営会議、予実戦略検討会に出席 し、必要に応じて取締役への勧告、助言を行っております。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役会の資料及び議事録などはセキュリティが確保された場所で適切に保管 しております。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 全ての子会社の役員には当社役職員が就任し、業務の適正を監視しております。 また、コンプライアンス委員会事務局主催による当社グループのコンプライアン ス職場会議及びコンプライアンス委員会への結果報告を年2回実施しております。 なお、内部監査室は子会社1社の内部統制監査を実施し、取締役会及び監査役 会に報告しております。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人 該当事項はありません。
- (7) 監査役への報告体制 該当事項はありません。
- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針 監査役の職務に必要な経費について、監査役の請求に従い速やかに処理しております。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、取締役会、経営会議、予実戦略検討会、コンプライアンス委員会に 出席しているほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、 必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めております。

また、会計監査人とは会合を年6回、内部監査室とは年7回定期的に開催し、 内部統制・コンプライアンス・リスク等の現状報告を受けております。

# 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重視しており、安定的な配当の継続を業績に応じて維持することを基本方針としております。その実現のためには安定的な経営基盤の確保が重要であり、株主への利益還元と同時に内部留保の一層の充実を図りつつ、これに取り組んでいく所存であります。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は、「会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を支払うことができる。」旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化と将来にわたって株主の利益確保のため事業拡大に有効に活用していく所存であります。

# 連結貸借対照表

(令和3年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21, 279, 248	流動負債	16, 465, 705
現金及び預金	1, 848, 892	支払手形及び買掛金	4, 094, 473
受取手形及び売掛金	8, 888, 020	短 期 借 入 金	7, 341, 961
商品及び製品	3, 634, 502	一年内返済予定長期借入金	3, 047, 296
仕 掛 品	332, 601	リース債務	38, 133
原材料及び貯蔵品	3, 971, 858	未 払 金	1, 139, 741
前 渡 金	2, 228, 344	未払法人税等	123, 018
未 収 入 金	202, 831	前 受 金	36, 278
そ の 他	185, 062	賞 与 引 当 金	187, 204
貸 倒 引 当 金	△12, 865	そ の 他	457, 597
固定資産	8, 584, 476	固 定 負 債	2, 818, 422
有形固定資産	4, 750, 749	長期借入金	2, 238, 460
建物及び構築物	1, 599, 274	リース債務	83, 432
機械装置及び運搬具	981, 997	繰 延 税 金 負 債	238, 486
土 地	2, 077, 668	役員退職慰労引当金	149, 381
リース資産	68, 638	資 産 除 去 債 務	78, 235
そ の 他	23, 170	そ の 他	30, 427
無形固定資産	129, 264	負 債 合 計	19, 284, 128
ソフトウェア	53, 659	(純 資 産 の 部)	
リース資産	52, 926	株 主 資 本	9, 769, 618
そ の 他	22, 677	資 本 金	529, 500
投資その他の資産	3, 704, 463	資 本 剰 余 金	380, 174
投資有価証券	3, 320, 904	利 益 剰 余 金	9, 148, 224
長期貸付金	155	自 己 株 式	△288, 280
長期前払費用	21, 596	その他の包括利益累計額	562, 963
差入保証金	341, 277	その他有価証券評価差額金	555, 671
そ の 他	21, 368	繰延ヘッジ損益	40, 169
貸 倒 引 当 金	△839	為替換算調整勘定	△32, 878
		非 支 配 株 主 持 分	247, 015
		純 資 産 合 計	10, 579, 597
資 産 合 計	29, 863, 725	負債及び純資産合計	29, 863, 725

# 連結損益計算書

(令和3年1月1日から) 令和3年12月31日まで)

(単位:千円)

科	目		金	額
売 上			117.	107, 812, 622
	原価			101, 837, 949
,	総利	益		5, 974, 672
	般管理費			5, 448, 480
営 業	利	益		526, 191
営 業 外	収 益			
受 取	利	息	1, 559	
受 取	配当	金	113, 539	
受 取	保 険	金	7, 289	
持分法によ	よる投資利	益	16, 339	
不 動 産	賃 貸 収	入	28, 354	
貸倒引当	金 戻 入	額	1, 938	
そ	0)	他	31, 457	200, 479
営 業 外	費用			
支 払	利	息	61, 314	
不 動 産	賃 貸 費	用	7, 709	
為替	差	損	30, 309	
燻 蒸 委	託 費	用	1,078	
そ	0)	他	12, 025	112, 438
経 常	利	益		614, 233
I .	利益			
固 定 資	産 売 却	益	629	629
	損 失			
固定資	産 除 却	損	338	
投資有価	証券評価	損	626	964
	前当期純利	益		613, 897
法人税、住民	税及び事業	税	125, 493	
	等調整	額	△33, 376	92, 116
1	純 利	益		521, 781
非支配株主に帰				16, 659
親会社株主に帰り	属する当期純利	益		505, 121

# 連結株主資本等変動計算書

(令和3年1月1日から) 令和3年12月31日まで)

(単位:千円)

	杉	朱	E ÿ	Ť 7	<u>k</u>
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	529, 500	380, 174	8, 662, 974	△287, 831	9, 284, 817
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		-	△81,023	_	△81, 023
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	505, 121	_	505, 121
自己株式の取得	_	_	_	△449	△449
連結範囲の変動	_	_	61, 151	_	61, 151
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	_	485, 250	△449	484, 800
当 期 末 残 高	529, 500	380, 174	9, 148, 224	△288, 280	9, 769, 618

	そ (	の他の包括	非支配			
	その他有価証	繰延ヘッジ	為替換算	その他の包括	株主持分	純資産合計
	券評価差額金	損 益	調整勘定		VI 11 77	
当 期 首 残 高	213, 127	△30, 886	△81, 093	101, 148	126, 814	9, 512, 780
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	_	_	_	_		△81, 023
親会社株主に帰属 する当期純利益	_	_	_	_	-	505, 121
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△449
連結範囲の変動	_	_	_	_	-	61, 151
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	342, 543	71, 056	48, 215	461, 815	120, 201	582, 016
当期変動額合計	342, 543	71, 056	48, 215	461, 815	120, 201	1, 066, 817
当 期 末 残 高	555, 671	40, 169	△32, 878	562, 963	247, 015	10, 579, 597

#### 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
  - ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称
キトクフーズ株式会社

アンジメックス・キトク有限会社

木徳(大連)貿易有限公司

② 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、木徳(大連)貿易有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

③ 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 有限会社末長

キトク・タイランド会社 一番保険サービス株式会社 キトク・アメリカ会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用関連会社の数 1社

持分法適用関連会社の名称
東日本産業株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

会社等の名称 有限会社末長

キトク・タイランド会社 一番保険サービス株式会社 キトク・アメリカ会社 東日本農産株式会社

(持分法を適用しない理由)

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ………… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産

直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……… 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

商品・原材料・製品・仕掛品 … 主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下

げの方法)

貯蔵品 ………… 主として最終仕入法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 ……… 定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属

設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

口. 無形固定資産 ……… 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における

見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しておりま

す。

ハ. リース資産 ………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採

用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース料総額が3,000千円以下の企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引については、通常の賃貸借取引に係

る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 ……………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については

貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており

ます。

ロ. 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上し

ております。

ハ. 役員退職慰労引当金 ………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要

支給額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及 び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及 び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 …… 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスク のヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振 当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たして いる場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……………… 為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象 ……… 外貨建予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針 ……………… 将来の為替変動によるリスクを回避する目的で、実需の範囲

内で対象取引のヘッジを行っております。また、変動金利を 固定金利に変換する目的で金利スワップを利用し、キャッシュ・フローを固定化し金利変動によるリスクを回避しており

ます。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法 ……… ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と

ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を 比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、 有効性の評価を省略しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当連結会 計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

- 1. 固定資産の減損
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

製商品別セグメントを基礎とし、そのセグメント内で地域別、また商品の種類別にグルーピングを 行っております。賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれの個別物件ごとにグルーピングを行っております。そして、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候がある資産または 資産グループについて減損損失の認識の判定を行います。減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産または資産グループの継続的使用によって生じる 将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会等が承認した事業計画を基礎とし、正味売却価額は不 動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

#### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、将来計画を基礎としており、当該計画には新型コロナウイルス 感染症拡大の影響を受けた当連結会計年度を含む過去の損益実績を踏まえ、売上高の今後の回復シナ リオによる将来の業績回復が織り込まれています。新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響については、「連結注記表 (追加情報)(新型コロナウイルスの感染拡大による影響に関する会計 上の見積り)」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に正常化することを仮定し て見積もっております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、新型コロナウイルス 感染症の将来予測に関する見積りについては不確実性が高く、将来の経営成績等が見積りと乖離した 場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能 性があります。

- 2. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資產 一百万円 (相殺前197百万円)

繰延税金負債 238百万円 (相殺前436百万円)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
  - ①算出方法

将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性の 判断をしております。

#### ②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該計画には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた当連結会計年度を含む過去の損益実績を踏まえて、売上高が今後徐々に回復に向かうという仮定に基づく将来の業績回復が織り込まれています。新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響については、「連結注記表 (追加情報)(新型コロナウイルスの感染拡大による影響に関する会計上の見積り)」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に正常化することを仮定して見積もっております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 3. たな卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 3,634百万円

仕掛品 332百万円

原材料及び貯蔵品 3,971百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは商品・原材料・製品・仕掛品は先入先出法、貯蔵品は最終仕入法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

たな卸資産の評価を行うに当たっては、正味売却価額 (一部のたな卸資産について再調達原価) に基づき収益性の低下を検討しております。

なお、市場環境の悪化により正味売却価額が著しく下落した場合には、たな卸資産の金額から損失が発生し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### (会計上の見積りの変更に関する注記)

当社は従来、たな卸資産の評価方法について一部のたな卸資産については再調達価格に基づき収益性の低下を検討しておりましたが、正味売却価額の情報を入手したたな卸資産について正味売却価額を使用する方法に変更しております。

この結果、変更前の方法と比べて、当連結会計年度の売上原価が297,429千円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ297,429千円増加しております。

#### (追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大による影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社グループの事業活動にも影響を及ぼしております。

このような状況は、今後も徐々に正常化することを仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

建物及び構築物

1. 有形固定資産の減価償却累計額

11,444,848千円

68 479千四

## 2. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

足物及び情報物	00, 112     ]
土地	181, 917
合計	250, 390
担保資産に対応する債務	
短期借入金	10,000千円
一年内返済予定長期借入金	19, 980
長期借入金	12, 825
合計	42, 805

#### 3. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。 東日本農産株式会社 325,000千円

#### 4. 偶発債務

債権流動化に伴う買戻義務

(131千米ドル) 15,147千円

## (連結損益計算書に関する注記)

1. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸高は、収益性の低下による簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に 102、440千円含まれております。

2. 農林水産省の品目横断的販売促進緊急対策事業による補助金302,775千円は費用収益の対応を明確 にするため、売上原価並びに販売費及び一般管理費と相殺しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1, 706, 000		_		_	1, 706, 000

## 2. 配当に関する事項

## ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
令和3年3月30日 定時株主総会	普通株式	40, 511	25円	令和2年12月31日	令和3年3月31日
令和3年8月10日 取締役会	普通株式	40, 511	25円	令和3年6月30日	令和3年9月13日

# ② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となる予定のもの

決	議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当た り配当額	基準日	効力発生日
令和 3月3 定 株主	B0日 時	普通株式	40, 508	利益剰余金	25円	令和3年12月31日	令和4年3月31日

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、国内外における事業を行うための(設備投資、事業、資金)計画に基づいて必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余剰資金は、預金などの安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権である受取手形及び売掛金については、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主な取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引 及び設備投資に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後4年以内であります。このうち一 部は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、営業債権について、債権管理部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため、信用 リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対して、原則として先物 為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを 抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、市況や 取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ管理規程に基づき、担当部署が決裁担当者の承認 を得て取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、年次・月次の資金計画に基づき運転資金の需要を把握し、当座借越契約により必要な資金調達枠を確保し、流動性リスクを低減しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差	額
(1) 現金及び預金	1, 848, 892	1, 848, 892		_
(2) 受取手形及び売掛金	8, 888, 020	8, 888, 020		_
(3) 投資有価証券				
その他有価証券	1, 889, 207	1, 889, 207		_
資産計	12, 626, 120	12, 626, 120		_
(1) 支払手形及び買掛金	4, 094, 473	4, 094, 473		_
(2) 短期借入金	7, 341, 961	7, 341, 961		_
(3) 長期借入金	5, 285, 756	5, 285, 983		227
負債計	16, 722, 191	16, 722, 419		227
デリバティブ取引(※)	57, 881	57, 881		_

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

#### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産

- 『 生 (1)現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
- これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### 1 信

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には一年内返済予定長期借入金を含めております。

#### デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理しているため、その時価は当該買掛金の時価に含め、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1, 431, 697

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)投資有価証券」には含めておりません。

# (賃貸等不動産に関する注記)

当連結会計年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

- (1株当たり情報に関する注記)
  - 1.1株当たり純資産額
  - 2.1株当たり当期純利益

6,376円81銭 311円72銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和3年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	19, 479, 509	流動負債	15, 275, 357
現金及び預金	1, 353, 812	買 掛 金	3, 619, 070
受 取 手 形	33, 475	短 期 借 入 金	6, 800, 000
売 掛 金	8, 319, 751	一年内返済予定長期借入金	2, 994, 800
商品及び製品	3, 248, 546	リース債務	38, 133
仕 掛 品	332, 601	未   払   金     未   払   費   用	1, 125, 733
原材料及び貯蔵品	3, 804, 535	未払法人税等	184, 307 106, 809
前渡金	2, 068, 315	未払消費税等	122, 090
前払費用	61, 677	預り金	97, 343
		前 受 金	9, 348
	191, 637	賞 与 引 当 金	177, 663
その他	74, 897	と の 他	58
貸 倒 引 当 金	△9, 741	固定負債	2, 753, 042
固定資産	8, 048, 374	長期借入金	2, 213, 200
有 形 固 定 資 産	4, 254, 342	リース債務	83, 432
建物	1, 437, 837	繰 延 税 金 負 債 役員退職慰労引当金	210, 866 145, 425
構 築 物	27, 177	資産除去債務	78, 235
機 械 及 び 装 置	807, 842	長期未払金	21, 682
車 輌 運 搬 具	0	預り保証金	200
工具、器具及び備品	17, 095	負 債 合 計	18, 028, 400
リース 資産	68, 638	(純 資 産 の 部)	
土 地	1, 895, 750	株 主 資 本	8, 916, 089
無形固定資産	100, 348	資 本 金	529, 500
ソフトウェア	29, 973	資本剰余金	358, 869
リース資産	52, 926	資本準備金 その他資本剰余金	331, 500
そ の 他	17, 448	利益剰余金	27, 369 <b>8, 315, 151</b>
投資その他の資産	3, 693, 682	利益準備金	114, 146
投資有価証券	2, 573, 394	その他利益剰余金	8, 201, 004
関係会社株式	726, 287	固定資産圧縮積立金	314, 947
出資金	18, 129	別途積立金	1, 030, 000
関係会社出資金	16, 640	繰越利益剰余金	6, 856, 057
長期前払費用	18, 002	自 己 株 式	△287, 431
差入保証金	341, 227	評価・換算差額等	583, 394
破産更生債権	683	その他有価証券評価差額金	543, 221
		繰延へッジ損益       純資産合計	40, 172 9, 499, 484
貸     倒     引     当     金       資     產     合     計	<u>△683</u> <b>27, 527, 884</b>	負債及び純資産合計	27, 527, 884
只 圧 口 引	21, 321, 004	只良及い代貝圧口引	21, 321, 004

# 損 益 計 算 書

(令和3年1月1日から) 令和3年12月31日まで)

(単位:千円)

		科				Ħ		金	額
売			上		ř	高			101, 204, 945
売		上		原	1	西			96, 063, 158
	売		上	総	利	J	益		5, 141, 787
販	売	費及	Ω —	般 管	理	費			4, 741, 755
	営		業		利		益		400, 032
営		業	外	収	3	益			
	受	取	利息	及で	ブ 画	当	金	117, 270	
	受		取	保	険	ì	金	7, 289	
	不	動	産	賃	貸	収	入	21, 515	
	そ			0)			他	32, 096	178, 172
営		業	外	費	J	甲			
	支		払		利		息	46, 478	
	不	動	産	賃	貸	費	用	859	
	為		替		差		損	3, 418	
	燻	蒸	委	託		費	用	1,078	
	そ			0)			他	9, 104	60, 940
	経		常		利		益		517, 264
特		別		利	3	益			
	固	定	資	産	売	却	益	629	629
特		別		損		失			
	固	定	資	産	除	却	損	338	
	投		有 価		条 評		損	626	964
<b>₹</b> .	兑	引	前当	期	純	利	益		516, 928
	去人		住 民			事 業	税	104, 573	
注	去	人	税		調	整	額	△27, 950	76, 622
<u> </u>	当	期		純	利		益		440, 306

# 株主資本等変動計算書

(令和3年1月1日から) (令和3年12月31日まで)

(単位:千円)

		杉	ŧ	主		資	7	<b>*</b>	
		資	本 剰 余	金		利益	<b>差</b> 剰	余 金	
	資本金		その他	次士副会会		その	他利益剰	余 金	利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計
当期首残高	529, 500	331, 500	27, 369	358, 869	114, 146	328, 465	1, 030, 000	6, 483, 255	7, 955, 867
当期変動額									
剰余金の配当	_	_	-	-	-	-	-	△81, 023	△81, 023
当期純利益	_	_	-	-	-	_	-	440, 306	440, 306
自己株式の取得	_	_	-	_	-	_	-	_	-
圧縮積立金取崩額	-	-	_	-	_	△13, 517	-	13, 517	_
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変動額(純額)	-	_	-	-	-	-	_	-	-
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△13, 517	-	372, 801	359, 283
当期末残高	529, 500	331, 500	27, 369	358, 869	114, 146	314, 947	1, 030, 000	6, 856, 057	8, 315, 151

	株 主	資 本	評	評価・換算差額等				
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	△286, 981	8, 557, 255	201, 373	△30, 272	171, 100	8, 728, 356		
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	_	△81, 023	_	_	_	△81, 023		
当期純利益	-	440, 306	_	_	-	440, 306		
自己株式の取得	△449	△449	-	-	-	△449		
圧縮積立金取崩額	=	=	=	=	=	-		
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変動額(純額)	=	=	341, 848	70, 445	412, 294	412, 294		
当期変動額合計	△449	358, 833	341, 848	70, 445	412, 294	771, 127		
当期末残高	△287, 431	8, 916, 089	543, 221	40, 172	583, 394	9, 499, 484		

#### 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ………… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定)

時価のないもの ……… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品・原材料・製品・仕掛品 … 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切

下げの方法)

貯蔵品 ……… 最終仕入法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切

下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属 設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附 属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産 …… 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における 見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しておりま

す。

③ リース資産 ……… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採

用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース料総額が3,000千円以下の企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引については、通常の賃貸借取引に係

る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま

す。

- ② 賞 与 引 当 金 ………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 ·············· 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要 支給額を計上しております。
- 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. ヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法 …… 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ………… 為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象 ……… 外貨建予定取引、借入金

③ ヘッジ方針 …… 将来の為替変動によるリスクを回避する目的で、実需の範囲

内で対象取引のヘッジを行っております。また、変動金利を 固定金利に変換する目的で金利スワップを利用し、キャッシュ・フローを固定化し金利変動によるリスクを回避しており

ます。

④ ヘッジ有効性評価の方法 ……… ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と

ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を 比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しておりま す。ただし、特例処理によっている金利スワップについて

は、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資產 一百万円 (相殺前179百万円)

繰延税金負債 210百万円 (相殺前389百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

- 2. たな卸資産の評価
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 3,248百万円

仕掛品 332百万円原材料及び貯蔵品 3.804百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) 3. たな卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

# (会計上の見積りの変更に関する注記)

当社は従来、たな卸資産の評価方法について一部のたな卸資産については再調達価格に基づき収益 性の低下を検討しておりましたが、正味売却価額の情報を入手したたな卸資産について正味売却価額 を使用する方法に変更しております。

この結果、変更前の方法と比べて、当事業年度の売上原価が297,429千円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ297,429千円増加しております。

### (追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大による影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社の事業 活動にも影響を及ぼしております。

このような状況は、今後も徐々に正常化することを仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

10,776,188千円

2. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。

キトクフーズ株式会社

10,818千円

アンジメックス・キトク有限会社

540,449千円

東日本農産株式会社

\_\_\_\_\_

华辰座休八云红

325,000千円

合計

876,267千円

3. 偶発債務

債権流動化に伴う買戻義務

(131千米ドル)

15,147千円

4. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権

91,591千円

5. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務

264,447千円

## (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

① 売上高

580,883千円

② 仕入高

3,760,280千円

③ その他の営業取引高

74,121千円

④ 営業取引以外の取引高

15,614千円

# 2. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸高は、収益性の低下による簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に 101,184千円含まれております。

# (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
自己株式				
普通株式	85, 539	124	I	85, 663
計	85, 539	124	ı	85, 663

#### (変動事由の概要)

増減の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加124株

# (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

# 繰延税金資産

<del>水色</del> 化並負生	
賞与引当金	54,364千円
未払社会保険料	8, 296
未払事業所税	2, 332
たな卸資産	28, 459
長期未払金	2, 353
役員退職慰労引当金	44, 500
投資有価証券評価損	25, 820
関係会社株式評価損	82, 232
貸倒引当金繰入限度超過額	3, 190
減価償却超過額(貸与資産)	2, 549
減価償却超過額(減損損失)	22, 544
減損損失	48, 598
借地権	3, 184
資産除去債務	23, 940
その他	71, 320
小計	423, 688
評価性引当額	△244, 605
繰延税金資産計	179,083千円
繰延税金負債	
デリバティブ資産	△17, 713
固定資産圧縮積立金	△138, 867
その他有価証券評価差額金	△232, 551
その他	△818
繰延税金負債計	△389,950千円
繰延税金負債の純額	△210,866千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差 異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	$\triangle 1.7$
評価性引当額	△17.2
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.8%

# (関連当事者との取引に関する注記)

# 関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内 容 又は職業	議決権等の 所(被所) 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	アンジメックス ・キトク 有限会社	ベトナム アンザン省 ロンスエン市	716千米ドル	米穀搗精 販 売 業	(所有) 直接 67%	営業上の取引 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注)	540, 449	_	_
関連会社	東日本農産株式会社	栃木県栃木市	255,000千円	米穀搗精 販 売 業	(所有) 直接 32.5%	営業上の取引 債務保証	債務保証 (注)	325, 000	_	_

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 金融機関からの借入について、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取はありません。

# (1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

5,862円66銭 271円72銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

令和4年2月14日

木徳神糧株式会社 取締役会 御中

## SK東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号 PMO日本橋三越前9階

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 江 部 安 弘

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 久 保 圭 寿

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、木徳神糧株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、木徳神糧株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結 計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の ない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運 用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通 じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、 又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対 して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続で きなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 事要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

令和4年2月14日

木徳神糧株式会社 取締役会 御中

# SK東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号 PMO日本橋三越前9階

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 江 部 安 弘

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 久 保 圭 寿

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、木徳神糧株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通 じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 事要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

当監査役会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第74期事業年度 の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議 のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からそ の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及 び監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を 図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で 監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

# 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正 しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の 職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人SK東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま す。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人SK東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま

# す。 令和4年2月17日

木徳神糧株式会社 監査役会 常勤監査役 谷 本 和 則 印 社外監査役 杉 野 翔 子 印 社外監査役 福 田 眞 也 即

以上

# 株主総会参考書類

# 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第74期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案 いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は40,508,425円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 令和4年3月31日といたしたいと存じます。

# 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - (1) 株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするための変更を行うものであります。(変更案第14条、第24条)
  - (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更を行うものであります。(変更案第15条、附則第1条)
    - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
    - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
    - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款 第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
    - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

#### 現行定款

## 変更案

### (招集権者および議長)

# 第14条 株主総会は、法令に定めがある場合を除 き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>が招

- 集し、議長となる。
- 2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
- < 新 設 >

#### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## < 新 設 >

# (招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>代表取締役会長</u>又は代表取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 <u>代表取締役会長及び代表取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- < 削除 >

## (電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部又は一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主 に対して交付する書面に記載しないことがで きる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長又は代表取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 代表取締役会長及び代表取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

# 附則

- 第1条 定款第15条の削除及び新設は、会社法の 一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の 施行の日(以下「施行日」という)から効力 を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又 は前項の株主総会の日から3か月を経過した 日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

# 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきまして は取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名	略歴、当社における地位、担当	所 有 す る
	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社株式の数
1	(ひらやままこと) 平 山 惇 (昭和22年11月25日生)	昭和45年4月 当社入社 平成6年12月 当社取締役 平成16年3月 当社専務取締役営業本部長 平成16年6月 アンジメックス・キトク合弁会社 (現アンジメックス・キトク信) 取締役社長 平成19年3月 土社代表取締役社長営業本部長 (現任) 平成23年2月 木徳(大連)貿易有限公司董事長(現任) 平成26年3月 アンジメックス・キトク(制取締役会長(現任)) 「重要な兼職の状況」 アンジメックス・キトク(制取締役会長木徳(大連)貿易有限公司董事長	7, 900株

#### 選任理由

平山惇氏は、取締役候補者であります。平成6年12月に取締役、平成19年3月に現任の代表取締役社長に就任し、企業価値向上のためグループの再編、ガバナンスの構築、生産体制効率化のための資本・業務提携などを推進してまいりました。当社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

2	(たけうちのぶお) 竹 内 伸 夫 (昭和32年7月30日生)	昭和52年4月 平成15年9月 平成16年11月 平成23年2月 平成24年1月 平成25年3月 平成31年4月	備前食糧㈱入社 同社取締役米穀部長 同社常務取締役 同社専務取締役 当社常務執行役員営業本部米穀事業 営業部開行政員営業本部米穀事業 当社取締行役員営業本部米穀事 業営業部門西日本営業統括 当社取締役常務執行役員営業本部米 穀事業本部西日本営業部門統括 当社専務取締役営業本部副本部長兼 米穀事業本部長(現任)	1,800株

#### 選任理由

竹内伸夫氏は、取締役候補者であります。平成25年3月に取締役就任以来、米穀事業を中心に当 社経営全般を熟知し、豊富な業務知識と経験を活かし、優れたリーダーシップを発揮して経営全般 をリードしていることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としておりま す。

候補者番 号	氏 名	略歴、当社における地位、担当	所 有 す る
	(生年月日)	( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	当社株式の数
3	(かまたよしひこ) 鎌 田 慶 彦 (昭和34年10月16日生)	昭和58年4月 当社入社   平成12年10月   平成19年4月   平成21年4月   平成21年4月   平成21年4月   平成25年3月   平成25年3月   平成25年3月   平成28年3月   平成28年3月   平成31年4月   平成31年4月	1,700株

# 選任理由

鎌田慶彦氏は、取締役候補者であります。平成25年3月に取締役就任以来、米穀事業を中心に当 社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を遂行していることか ら、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

		平成4年3月	神糧物産㈱入社	
		平成12年10月	当社管理本部財務部マネジャー	
		平成19年4月	当社専任執行役員管理部門財務部長	
	(いながきひでき)	平成21年4月	当社執行役員管理部門財務部長	
4	稲 垣 英 樹	平成25年3月	当社取締役執行役員営業本部米穀事 業統括室長	1,250株
	(昭和37年10月24日生)	平成26年3月	美机石主及 当社取締役執行役員管理部門長	
		平成28年3月	当社取締役常務執行役員管理部門統	
			括 (現任)	

# 選任理由

稲垣英樹氏は、取締役候補者であります。平成25年3月に取締役就任以来、財務会計、総務人事等を中心に当社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番 号	氏 名	略歴、当社における地位、担当	所 有 す る
	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社株式の数
5	(いしだとしゆき) 石田俊幸 (昭和34年11月26日生)	平成3年5月 平成19年10月 平成19年10月 平成20年4月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年4月 平成21年4月 平成26年3月 平成26年3月 平成26年3月 平成26年3月 平成26年3月 当社取締役執行役員営業本部海外事業統括兼コメ加工食品事業統括 当社取締役常務執行役員営業本部海外事業統括兼コメ加工食品事業統括 当社取締役常務執行役員営業本部海外事業統括兼コメ加工食品事業統括 当社取締役常務執行役員営業本部コ メ加工食品事業統括(現任)	1,600株

#### 選任理由

石田俊幸氏は、取締役候補者であります。平成26年3月に取締役就任以来、コメ加工食品事業を中心に当社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

6	(いわこけながと) 岩 苔 永 人 (昭和31年6月12日生)	平成4年1月 平成15年10月 平成25年4月 平成30年3月 令和2年3月	神糧物産㈱入社 当社飼料事業部マネジャー 当社執行役員営業本部飼料事業部長 当社取締役執行役員営業本部飼料事 業統括 当社取締役常務執行役員営業本部飼料事業統括 以租税(現任)	1,800株
---	---------------------------------------	--	--	--------

#### 選任理由

岩苔永人氏は、取締役候補者であります。平成30年3月に取締役就任以来、飼料事業を中心に当 社経営全般を熟知するとともに、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を遂行していることか ら、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

		平成9年4月	当社入社	
		平成15年4月	アンジメックス・キトク侑出向	
		平成21年2月	アンジメックス・キトク예取締役副	
	(やまだともき)		社長	
7	山 田 智 基	平成26年7月	当社営業本部海外事業部マネジャー	3,700株
	(昭和48年8月13日生)	平成28年4月	当社執行役員営業本部海外事業部長	
		令和2年3月	当社取締役執行役員営業本部海外事	
		,	業統括 (現任)	

#### 選任理由

山田智基氏は、取締役候補者であります。令和2年3月に取締役就任以来、海外事業を中心に担当し、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番 号	氏 名	略歴、当社における地位、担当	所 有 す る
	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社株式の数
8	(かんますなり) 管 益 成 (昭和48年11月14日生)	平成12年4月 当社入社 平成21年4月 当社管理部門管理部企画室長 平成24年1月 当社社長室長 平成28年4月 当社執行役員社長室長 令和2年3月 当社取締役執行役員社長室長(現任)	400株

## 選任理由

管益成氏は、取締役候補者であります。令和2年3月に取締役就任以来、経営企画を中心に担当 し、豊富な業務知識と経験を有し、適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任で あると判断し、取締役候補者としております。

9	(きむらりょう) 木 村 良 (昭和23年2月13日生)	一般社団法人 全国米穀販売 一般社団法人	当社代表取締役社長 当社取締役会長(現任) 全国米穀販売事業共済協同組合理 事長(現任) 公益社団法人米穀安定供給確保支 援機構理事長 東洋キトクフーズ(株)(現キトクフーズ(株)代表取締役社長(現任) 一般社団法人日本精米工業会会長 理事(現任) 一般社団法人全日本コメ・コメ関 連食品輸出促進協議会代表理事 (現任)	108, 400株
			// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	

### 選任理由

木村良氏は、取締役候補者であります。平成2年12月に常務取締役、平成4年12月に代表取締役 社長、平成19年3月より現任の取締役会長と、当社経営者として豊富な経験を有しております。また、業界団体においても要職を歴任しており、豊富な業界知識と経験を活かして、重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。そのため、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番 号	氏 名	略歴、当社における地位、担当	所 有 す る
	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社株式の数
10	(あきおかえいこ) 秋 岡 栄 子 (昭和31年11月26日生)	昭和55年4月   株日本長期信用銀行(現㈱新生銀行) 入行 平成20年1月   上海国際博覧会日本産業館出展合同会社事務局長 平成22年4月   上海国際博覧会日本産業館館長 智語(上海)商務諮詢有限公司董事 長(現任) 平成25年12月   ミラノ国際博覧会日本館基本計画策定委員 平成26年4月   静岡県通商担当補佐官(現任) 平成28年3月   当社取締役(現任) 平成29年12月   侑秋岡事務所取締役(現任) 「重要な兼職の状況」 静岡県通商担当補佐官 (相秋岡事務所取締役 智語(上海)商務諮詢有限公司董事長	500株

#### 選任理由及び期待される役割

秋岡栄子氏は、社外取締役候補者であります。様々な公職を歴任したことによる豊富な経験とビジネスにおける幅広い人脈を有しており、当社の事業について取締役会において有益なご意見をいただけると期待している他、公正かつ客観的な立場での適切な助言により当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 取締役候補者秋岡栄子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしております。
  - 3. 秋岡栄子氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年であります。
  - 4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、 任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

# 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役福田眞也氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名 の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	略歴、当社における地位	所 有 す る
(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社株式の数
(すずきまさじ) 鈴木昌治 (昭和29年12月6日生)	昭和51年11月 等松・青木監査法人(現有限責任 監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 平成2年7月 同監査法人パートナー 平成13年7月 日本公認会計士協会常務理事 平成25年7月 同協会副会長 令和2年1月 鈴木昌治公認会計士事務所開設 (現任)	一株

#### 選仟理由

鈴木昌治氏を社外監査役候補者とした理由は公認会計士としての高度な専門知識と業界団体の 要職を歴任されるなどの豊富な経験に基づく見識を当社の監査に反映していただくことを期待し たためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前 述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 鈴木昌治氏は、新任の社外監査役候補者であります。なお、当社は鈴木昌治氏を東京証券 取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

なお、鈴木昌治氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、 任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考:本定時株主総会後の取締役・監査役(予定)のスキル・マトリックス

	di wik		没 員 7	と員が有する知見・経験			è	
氏 名	役職	企業経営 経営戦略	多様性	国際性	営 業 マーケティング	会 計 財 務	法 務	サステナビリティ
平山 惇	代表取締役会長	0		0	0			0
竹内 伸夫	代表取締役社長執行役員	0	0		0			0
鎌田 慶彦	取締役副社長執行役員	0		0	0			
稲垣 英樹	取締役常務執行役員	0	0			0		
石田 俊幸	取締役常務執行役員	0	0		0			
岩苔 永人	取締役常務執行役員	0	0		0			
山田 智基	取締役執行役員	0		0	0			
管 益成	取締役執行役員	0	0	0				
木村 良	取締役相談役	0	0	0				0
秋岡 栄子	取締役(社外)	0	0	0	0			0
谷本 和則	常勤監査役				0			
杉野 翔子	監査役(社外)	0	0				0	0
鈴木 昌治	監査役(社外)		0			0		0

# 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役 会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
(おさきたつお) 尾 﨑 達 夫 (昭和35年8月2日生)	昭和63年4月 弁護士登録 昭和63年4月 藤林法律事務所入所(現任)	一株

#### 選任理由

尾﨑達夫氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 尾﨑達夫氏は、補欠の社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける独立 役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立 役員として同取引所に届け出る予定であります。
  - 3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

なお、尾﨑達夫氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

# 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される福田眞也氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略   歷
( ふくだしんや ) 福 田 眞 也	平成26年3月 当社監査役 (現任)

以上

# 株主総会会場ご案内図

# 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号東京証券会館 9階 会議室

